

02. 環境配慮指針（鉱業、土石採取業、セメント等製造業）

貴業種における事業場に対し、次に掲げる施設・設備・作業への公害苦情が寄せられる場合があります。施設・設備の維持管理には万全を期し、公害事象の防止に努めてください。

ばい煙	乾燥炉、焼却炉	悪臭	コンクリートプラント及びアスファルトプラント、焼却炉
粉じん	土石の堆積場、土石採取場、コンクリートプラント等、土石加工機械（ベルトコンベア等を含む。）		
水質汚濁	湿式集じん施設、コンクリートプラント等、湿式土石加工機械、洗車排水、敷地内からの汚水（泥水）の流出		
騒音振動	空気圧縮機、コンクリートプラント等、土石加工機械、集じん施設、荷物の積み下ろし		

次に掲げる施設を設置する場合は、公害関係法令に基づく届け出が必要になる場合があります。御確認の上、必要な場合は遅滞なく届出書を提出してください。

区分	施設名	根拠法令
ばい煙	乾燥炉	大気汚染防止法 ダイオキシン類対策特別措置法
	廃棄物焼却炉	
粉じん	鉱物又は土石の堆積場	大気汚染防止法 県条例
	ベルトコンベア及びバケットコンベア	
	破碎機及び磨砕機	
	ふるい	
水質汚濁	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設 (選鉱施設、選炭施設、坑水中和沈でん施設、掘削用の泥水分離施設)	水質汚濁防止法
	セメント製品製造業の用に供する施設（抄造機、成型機、水養生施設（蒸気養生施設を含む。）	
	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	
	砕石業の用に供する施設（水洗式破碎施設、水洗式分別施設）	
	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	
	アスファルトプラントの廃ガス洗浄施設	県条例
騒音	空気圧縮機及び送風機	騒音規制法、県条例
	土石用又は鉱物用の破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機	
	コンクリートプラント、アスファルトプラント	
振動	圧縮機	振動規制法、県条例
	土石用又は鉱物用の破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機	
	コンクリートプラント、アスファルトプラント	

上記施設以外でも、動力・燃料を使用するものは届出が必要となる場合がありますので御確認ください。

根拠法令の欄の「県条例」は、静岡県生活環境の保全等に関する条例を示します。

届出対象施設を設置した場合、規制基準・構造基準や測定義務等が課せられる場合があります。

上記施設のうち、届出要件規模未満の施設を設置する場合であっても、区分に掲げる項目の対策を講じてください。

総排出ガス量が 10,000 m³/時、総排水量が 2,000 m³/日以上の場合は県条例に基づく事前協議が必要になります。

その他、貴事業を営むに当たり、次の点に御配慮ください。

コンクリートを含んだ水は pH が高くなるため、河川に流出した場合魚類のへい死事故につながります。工場内及び建設現場における排水の取り扱いには特に御注意ください。

問合せ先：環境局環境保全課（054-221-1358, 1359）